様式第１号

国立病院機構発医第 0623035 号
令 和 ４ 年 ６ 月 ２３ 日

厚生労働大臣　　殿

独立行政法人国立病院機構
理 事 長　　楠 岡　英 雄
（ 公 印 省 略 ）

大学等における修学の支援に関する法律第７条第１項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校
大学等の種類 （いずれかに○を付すこと）	（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）
大学等の所在地	鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目 52 番 17 号
学長又は校長の氏名	田中　康博
設置者の名称	独立行政法人国立病院機構
設置者の主たる事務所の所在地	東京都目黒区東が丘 2-5-21
設置者の代表者の氏名	楠岡　英雄
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://kagomc.hosp.go.jp/

※ 以下のいずれかの□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　確認申請
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第１項に基づき確認申請書を提出します。

☑　更新確認申請書の提出
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第３項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。

☑　この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実に相違ありません。

☑　確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☑　大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☑　この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☑　申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第７条第２項第３号及び第４号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第１号	看護学校・大野美穂	099-220-0237	kkango@kkango. jp
第２号の１	同上	同上	同上
第２号の２	同上	同上	同上
第２号の３	同上	同上	同上
第２号の４	同上	同上	同上

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

☑　実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》

☑　実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「⑵-①学外者である理事の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

☑　《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

☑　客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

☑　実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

□　《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料

□　確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長　楠岡　英雄

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科（三年課程）	夜・通信	９単位	９単位	
		夜・通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://kagomc.hosp.go.jp/kango/

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－②【⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長　楠岡　英雄

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	本会議の目的は、「独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校（以下「本学校」という）の運営に関する事項について審議し、学校運営の円滑化及び適正化を図ること」としている。 運営会議の構成員は、学校長が選任する。構成員は、学校長、副学校長、事務長、教育主事、事務主任、教員、実習調整者、外部からは学校長が選任した病院の副院長、事務部長、看護部長をもって組織する。また、独立行政法人国立病院機構他施設の者を会議構成員として加えることができる。 運営会議は学校長が招集し、その議長となる。 審議事項は、次のとおりである。 一　本学校の規程の制定改廃 二　本学校の予算の執行計画 三　教育課程の編成に関する事項 四　各年度の教育計画に関する事項 五　学校の講師・実習施設の選定に関する事項 六　学生募集及び入学に関する事項 七　学生の単位・卒業認定に関する事項 八　学生の休学、復学、退学に関する事項 九　転入学者等の既習単位等の認定に関する事項 十　学生の就職に関する事項 十一　学校運営の評価に関する事項 十二　学校の施設設備に関する事項 十三　その他学校の運営に関し重要と認める事項

２．外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
病院　副院長	令和4.4.1～令和5.3.31	学校運営委員
病院　事務部長	令和4.4.1～令和5.3.31	学校運営委員
病院　看護部長	令和4.4.1～令和5.3.31	学校運営委員 看護の統合と実践Ⅱ講師として講義を実施
（備考）		

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長　楠岡　英雄

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要） ○カリキュラムの実施状況については、各科目の内容、方法、進行について毎月カリキュラム委員会を開催し評価する。 ○各科目の終講時に学生による授業評価、講師による授業評価を行い、年度末に、全教員によるカリキュラムの自己点検・自己評価をする。 ○毎年５月に講師会議を開催し、当該年度の教育計画の概要などを説明し、担当講師と教育内容・方法などについて意見交換する。 ○年度末、テキストの改定内容や国家試験出題基準をふまえ、次年度の授業計画や実習要項を検討する。 ○シラバスには、科目名、単位数、担当講師、到達目標、学習内容、学習方法、評価項目、評価方法を記載する。 ○学生便覧に、成績評価の基準（履修規程第５条２）について記載する。優（80 点以上）良（70～79 点）可（60～69 点）および不可（59 点以下）とし、可以上（60 点以上）を合格、不可（59 点以下）を不合格とする。 ○4 月に学生便覧、シラバス、実習要項を各学生に配布し、履修についての説明を行い、教育進度等について学生が理解しやすいようにしている。

授業計画書の公表方法	https://kagomc.hosp.go.jp/files/000175001.pdf

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。
（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要） ○授業科目の評価については、科目ごとに筆記試験、口述試験、レポート、実技試験等の評価方法および点数配分を一覧にした評価計画をシラバスに掲載している。 ○看護技術については、実技試験としての位置づけではなく、技術確認とし、技術確認表を用い学生一人ひとりの到達状況を確認している。技術確認実施後は、到達状況について教員会議で共有している。 ○臨地実習については、実習評価表に評価項目および評価基準を記載し、臨床の実習指導者、当該実習場所の看護管理者、担当教員で評価を行っている。その後、実習を担当する教員で構成する評価会を設け、客観的な評価になるように複数で評価し、最終的に教員会議で実習評価を決定している。 （単位の認定、卒業） ○単位の認定は学生便覧に記載している学則、学則細則、履修規程に基準を掲載している。 ○３年生は１月、１・２年生は３月に学校運営会議を開催し、単位認定を行い、会議終了後年度末に履修状況を学生に通知している。 ○卒業については、学則および学則細則に卒業の要件および判定について定め、１月学校運営会議において卒業の認定を行う。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要） ○履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出し、成績評価の基準（履修規程第５条２）について記載する。優（80 点以上）良（70～79 点）可（60～69 点）および不可（59 点以下）とし、可以上（60 点以上）を合格、不可（59 点以下）を不合格とする。不合格となった科目は、翌年再履修することとなる。 令和３年度１年生 65 名のうち下位 1/4 に該当する人数 16 人、指標の数値は 81.9 点、２年生 67 名のうち下位 1/4 以下に該当する人数は 17 人、指標の数値は 83.9 点、３年生 78 名のうち下位 1/4 以下に該当する人数は 20 人、指標の数値は 78.0 点であった。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://kagomc.hosp.go.jp/kango/
４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） ＊学則第 25 条（卒業）と履修規程第 20 条（卒業）において、卒業認定を規定している。 学則第 25 条（卒業） 第 25 条 学校長は、第 19 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。 2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。 履修規定第 20 条（卒業） 第 20 条 本学校に３年以上在学し、所定の全授業科目の単位修得の認定を受けた者については、学校運営会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。 2 最終学年の終了時において、履修の認定をうけていない科目があった場合は卒業を認めず、原級にとどめることがある。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://kagomc.hosp.go.jp/kango/

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長　楠岡　英雄

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://nho.hosp.go.jp/files/000159073.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://nho.hosp.go.jp/files/000159073.pdf
財産目録	
事業報告書	https://nho.hosp.go.jp/files/000159073.pdf
監事による監査報告（書）	https://nho.hosp.go.jp/files/000159073.pdf

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	看護専門課程	看護学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
３年	昼	3,030 時間/98 単位 単位時間／単位	1,995 時間/75 単位	時間/単位	1,035 時間/23 単位	時間/単位	時間/単位
			単位時間／単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240 人	132 人	0 人	13 人	70 人	83 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ○カリキュラムの実施状況については、各科目の内容、方法、進行について毎月カリキュラム委員会を開催し評価する。 ○各科目の終講時に学生による授業評価、講師による授業評価を行い、年度末に、全教員によるカリキュラムの自己点検・自己評価をする。 ○毎年５月に講師会議を開催し、当該年度の教育計画の概要などを説明し、担当講師と教育内容・方法などについて意見交換する。 ○年度末にはテキストの改定内容や国家試験出題基準をふまえた検討を行い、次年度の授業計画や実習要項を改定する。 ○シラバスには、科目名、単位数、担当講師、到達目標、学習内容、学習方法、評価項目、評価方法を記載する。 ○学生便覧に、成績評価の基準（履修規程第５条２）について記載する。優（80 点以上）良（70～79 点）可（60～69 点）および不可（59 点以下）とし、可以上（60 点以上）を合格、不可（59 点以下）を不合格とする。 ○4 月に学生便覧、シラバス、実習要項を各学生に配布し、履修についての説明を行い教育進度等について学生が理解しやすいようにしている。

成績評価の基準・方法

（概要）
○授業科目の評価については、科目ごとに筆記試験、口述試験、レポート、実技試験等の評価方法および点数配分を一覧にした評価計画をシラバスに掲載している。
○技術については、実技試験としての位置づけではなく、技術確認とし、技術確認表を用い学生一人ひとりの到達状況を確認している。到達状況について教員会議で検討している。
○臨地実習については、実習評価表に評価項目および評価基準を記載し、臨床の実習指導者、当該実習場所の看護管理者、担当教員で評価を行っている。その後、実習を担当する教員で構成する評価会を設け、客観的な評価になるように複数で評価し、最終的に教員会議で実習評価を決定している。

卒業・進級の認定基準

（概要）
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)
＊学則第 25 条(卒業)と履修規程第 20 条(卒業)において、卒業認定を規定している。
学則第 25 条(卒業)
第 25 条 学校長は、第 19 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。
2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。
履修規定第 20 条(卒業)
第 20 条 本学校に3年以上在学し、所定の全授業科目の単位修得の認定を受けた者については、学校運営会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。
2 最終学年の終了時において、履修の認定をうけていない科目があった場合は卒業を認めず、原級にとどめることがある。

学修支援等

（概要）
○令和４年度よりチューター制を導入し、学生と教員だけでなく、学生同士も支援しあう体制とした。定期的に全学生に担当教員による面接を行い学習含め、学校生活全般について今まで以上に支援できるような取組み
○筆記試験、技術習得時など成績低迷者には意図的に対する学習支援
○看護実践に重要となる基礎的知識の定着をねらうとともに、看護師国家試験対策として各学年にガイダンス実施
○スクールカウンセラーによるカウンセリングを概ね週１回実施

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
77 人 （100%）	6 人 （7.8%）	68 人 （88.3%）	3 人 （3.9%）

（主な就職、業界等）
病院（国立病院機構、公的病院等）

（就職指導内容）
○2 年次より就職ガイダンスを行い、面談および病院見学の相談を実施している。
○3 年次は就職ガイダンス、個別面談、インターンシップ等の案内を行っている。

○各病院からの募集要項は学生がいつでも見られる場所に設置し、就職に関する相談は適宜実施している。
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験受験資格
（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
212 人	2 人	0.9%
（中途退学の主な理由） 進路変更のため		
（中退防止・中退者支援のための取組） ○スクールカウンセラーによるカウンセリングを概ね週１回実施（希望者） ○成績低迷者および再履修者に対する学習支援 ○クラス担当教員だけでなく、チューター制により、担当の教員による定期的な面談の実施や支援しやすい体制で学生の状況を把握しやすくする ○気になる状況などについては保証人と連絡をとり、協力して学生に対応する。		

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 （年間）	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	200,000 円	550,000 円	20,000 円	3 年生の、その他（教材・研修費）は 40,000 円
修学支援（任意記載事項）				

ｂ）学校評価

自己評価結果の公表方法
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://kagomc.hosp.go.jp/files/000174710.pdf
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）
○学校関係者評価委員会は、近隣の病院施設、看護学校等の管理職の方々に評価委員を依頼し、当該年度の部門目標に対する取組みや自己点検内容を報告し、評価委員に意見をいただき、よりよい学校運営および教育活動にいかすことを目的としている。 （学校評価実施規程より） 第 11 条 学校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。 （関係者委員会の構成） 第 12 条 関係者委員会は、次の掲げる区分から学校長が委嘱する委員により構成する。 (1) 関連業界等関係者 1 名 (2) 卒業生 1 名 (3) 教育に関し知見を有する者 1 名 (4) その他学校長が必要と認める者 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。 （関係者委員会の運営） 第 13 条 関係者委員会に委員長を置く。 2 関係者委員会は、学校長が招集し、委員長がその運営にあたる。 3 学校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。 4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。 5 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に 3 回以上開催しなければならない。 （報酬及び費用弁償） 第 14 条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。 （学校関係者評価の評価結果） 第 15 条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

（学校関係者評価結果の活用）
第 16 条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。
（学校関係者評価結果の報告）
第 17 条 学校長は、学校関係者評価結果を学校運営会議に報告しなければならない。
（学校関係者評価結果の公表）
第 18 条 学校長は、学校関係者評価結果について、学校運営会議の承認を受け、公表しなければならない。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
公益社団法人鹿児島看護協会 教育部長	２年	職能団体関係者。教育及び看護管理に知見のある者
鹿屋市立鹿屋看護専門学校 副学校長	２年	教育に知見のある者
公益財団法人慈愛会 総括看護部長兼看護部支援室長	２年	看護管理者
独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター　　看護部長	２年	看護管理者

学校関係者評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
https://kagomc.hosp.go.jp/files/000174711.pdf

第三者による学校評価（任意記載事項）

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
https://kagomc.hosp.go.jp/kango/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H146310000350
学校名	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長　　楠岡　英雄

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		36人	36人	37人
内訳	第Ⅰ区分	15人	15人	
	第Ⅱ区分	12人	13人	
	第Ⅲ区分	―	―	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				37人
（備考）				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の５割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下）	0人		
出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期	

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の６割以下（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下）	0人		
ＧＰＡ等が下位４分の１	―		
出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	―		
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。